

令和6年6月定例会 自然再生・循環社会対策特別委員会の概要

日時 令和6年7月3日（水） 開会 午前10時  
閉会 午前11時46分

場所 第5委員会室

出席委員 浅井明委員長

飯塚俊彦副委員長

森伊久磨委員、保谷武委員、杉田茂実委員、逢澤圭一郎委員、  
荒木裕介委員、小谷野五雄委員、小森克己委員、細川威委員、  
蒲生徳明委員、平松大佑委員、江原くみ子委員

説明者 [環境部]

石井貴司環境部長、横内ゆり環境未来局長、竹内康樹環境部副部長、  
鈴木健一環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、  
浪江美穂エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、  
堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、  
尾崎範子資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長

[企画財政部]

小山省吾土地水政策課長

[農林部]

西澤徳一郎農村整備課長

[県土整備部]

田島清志河川環境課長

[下水道局]

水橋正典下水道事業課長

会議に付した事件

河川環境の保全・共生について

### 森委員

- 1 過去、川の整備に対して、80億円の愛県債を発行していたと思うが、現状はどうか。
- 2 広く県民の川の水辺空間の利用や学びを目的に県は湾処を整備してきたが、以前は子供たちが水辺環境の学習のために訪れていた湾処も現在は放置されている状態となっている。こうした湾処に対してどのような対策を行っていくのか。

### 河川環境課長

- 1 県債の発行期間である平成20年度から27年度までの8年間、その一部を活用し、平成20年度からは、「水辺再生100プラン」、平成24年度からは「川の丸ごと再生プロジェクト」と銘打って、県内の多くの河川を集中的に整備してきた。  
平成27年度に3,000人を対象とした県政世論調査を実施したところ、74%の人から、「非常によい」との評価を頂いたことなどから、引き続き川の再生事業を継続していくこととした。現在は、企画段階から、民間事業者等と連携を強化し、民間活力を導入した「水辺deベンチャーチャレンジ」を県内14か所で推進している。
- 2 平成20年度から取り組んでいる川の再生事業では、県内7か所に湾処が設置されており、一部の湾処においては、維持管理が適正に行われていないとの県民の声が河川管理者に届いているということも認識している。川の再生事業の事業スキームとして、計画づくりは、県、市町村、地元自治会等の皆で策定し、その計画に基づき、工事は県、河川区域までの進入路工事は市町村、湾処の清掃やごみ拾いなどの表面的な維持管理については地元の自治会などと、役割分担を決めながら実施してきた経緯がある。整備から10年以上経過していることを踏まえ、これを機に現場を改めて確認し、その場所の特性、地域の実情を踏まえた湾処の在り方を地元市等と調整していく。

### 保谷委員

- 1 実質的な会員組織であるSAITAMAリバーサポーターズについて、会員組織であることによるデメリットは何か。
- 2 県内の中下流域における人工的な河川や使用されていない農業用水における水質汚濁や悪臭について、原因は、降雨が少ない時期に水が流れないこと、導水地点からの水量を絞りすぎていることである。対策として、導水地点からの水量を増加させ、水を流せばよいと考えるが、これについて見解はどうか。
- 3 県内の浄化槽について、浄化槽法にのっとり適正に使用・維持管理されているのか。あわせて、浄化槽管理者に義務付けられている定期検査の報告書の提出率、報告の内容及び報告書未提出の浄化槽管理者に対する県の対応はどうか。

### 水環境課長

- 1 会員組織のデメリットとして、敷居の高さや新規参入のしにくさなどが一般的には言われるが、SAITAMAリバーサポーターズについて、川の国応援団からは、ごみを拾いながら少し会話ができる、ちょっとした地域コミュニティーになっているとの声も頂いている。県では活動に対しゴミ袋や水質検査キット等の備品を支援しており、連絡先として一つ窓口を作っていただくよう案内している。引き続き、簡易に登録いただける手続き制度を続けていく。
- 3 本県の令和4年度における浄化槽の法定検査受検率は23%であり、そのうち約1割

が不適正な使用・維持管理を行っている」と判定された。これに対しては、指導権限のある環境管理事務所から設置管理者に通知し、その後の改善状況を報告いただくこととなっている。改善状況の報告がない場合は、設置管理者への連絡や必要に応じて現地確認を行っている。また、法定検査の報告書が提出されない場合にも、環境管理事務所から通知や連絡をし、指導を行っている。

### 土地水政策課長

2 導水地点からの取水は水利権を上限として行っているため、上限を超えて取水を行うことは難しい。ただ、水を流す対策として、例えば利根大堰では、渇水期、特に冬場の農業用水の利用がない期間には冬期試験通水を実施している。これは、自治体等の要望を受けて、国土交通省が河川の管理行為として一定程度試験的に通水を行うものである。県としては、こうした対策を地元の市町村や土地改良区等と連携して、継続的に切れ目のない通水がなされるよう取組を進めている。

### 保谷委員

- 1 浄化槽の法定検査の報告書の提出率が23%であることについて、全国と比較してどうか。あわせて、地域により異常に提出率が低い、高いなどの外れ値があるのか。また、法定検査報告書提出率を高めるための取組と、報告書未提出者に対し実際に罰則を科したケースがあるのか。
- 2 中下流域の人工的な河川、農業用水の通水問題について、水利権を超えて通水することが困難であるならば、反対に完全に通水を止め、干上がらせることで水質汚濁や悪臭を防ぐことができるかと考えるが、どうか。

### 水環境課長

1 本県の令和4年度の法定検査の受検率が23%であり、これに対し全国は48.2%である。県内では、下水道普及率が比較的高い県南で受検率が低く、最も低い市町村は、富士見市で2.7%、次いで蕨市で7.0%、新座市で8.7%という状況である。受検率を高める取組としては、昨年度モデル的に4市町で、知事と首長の連名で、法律に基づき、罰則があることを記載した受検指導の通知を行った。これにより、受検率の伸びは従来と比較し、約10倍の高い効果を生む結果となった。今年度も取組を継続し、横展開させていく。また、報告書未提出者に対し、罰則を適用した案件は把握していない。

### 農村整備課長

2 農業用水は、降雨による雨水の流入は避けられず、また、降雨による周辺道路からの流入や生活排水をやむを得ず一部受け入れている状況もあるため、こうした排水対策を万全にした上では実施は可能と考えるが、現状では難しい。

### 保谷委員

効果があつた手紙作戦は今後も注力いただきたい。また、長期的に法定検査を受検しない悪質なケースについては、まずは、例えば蕨市内の悪質なケースに限定し罰則を科すことを検討してはいかがか。

## 水環境課長

受験率が低い状況にあるため、浄化槽法で規定する法定協議会を県で設置しており、そこで、昨年度から法定検査受験率の向上に向けて検討いただいているところである。今年度は通知において、罰則も含め相手により伝わる形とするなど、その方法については法定協議会でも検討していく。

## 小谷野委員

- 1 浄化槽について、県内の単独処理浄化槽の設置数は幾つか。
- 2 合併処理浄化槽への転換に関しては、ある程度期限を設定し進める必要があり、また、法定受験率の向上に関しては、秩父市のように市町村が検査を行い、手数料を徴収するといった市町村整備型の手法を採る必要があると考えるが、どうか。

## 水環境課長

- 1 全県で浄化槽設置基数は473,506基であり、そのうち単独処理浄化槽は226,131基である。

## 環境部長

- 2 合併処理浄化槽への転換に関しては、市町村が絡んでいただくよう、今年度は、市町村がしっかり転換を進めていく区域を定め計画を提出した場合に補助を出す形に整理した。今は期間までは定めてはいないが、重点化してやっていく必要があると考えている。また、法定検査受験率の向上に関しては、市町村が関与している秩父地域などは法定検査受験率が高い傾向にあるため、他の市町村でも整備型等も積極的に検討していただき、それに応じて県も対応していく。

## 小谷野委員

市町村に対する補助金の補助率はどうか。

## 水環境課長

市町村が設置する公共浄化槽の場合は、1基あたり500,000円を補助、個人が設置し、市町村が設置補助をした場合は、1基あたり200,000円の上乗せ補助をしている。

## 小谷野委員

設置業者は補助金ありきで設置費用を積算しているため、設置費用に一定の基準を設定する必要があると考える。こうしたことを含め、市町村と協同し法定検査率の向上及び合併処理浄化槽への転換を図っていただきたいと考えるがどうか。

## 環境部長

引き続き市町村と十分意見交換、協議をしながら検討していく。

## 平松委員

- 1 河川水質の現状と保全対策について、2020年から要監視項目に追加された有機フッ素化合物、いわゆるPFASのうち、PFOSとPFOAに関し、環境省は合算値で1リットル当たり50ナノグラム以下という暫定目標値を定めたが、県内では調査の結

果、この目標値を超過した地点があったようである。これについて原因が究明できたのか。また、県内河川の水質常時監視の検査地点数は幾つか。

- 2 水辺空間の保全と共生について、リバサポの個人サポーター17, 623人全員がアクティブに活動に参加するよう促すための取組は何か。また、今後、川の国応援団も高齢化が進み、活動の担い手確保が課題となる中で、環境教育の面からも、市町村や教育局と連携し小中高校生を巻き込んで進める必要があると考えるが、どうか。あわせて、個人サポーター間の意識のずれをなくし、思いが生かされる自発的な活動のためのニーズの把握が必要であると考え、どうか。
- 3 保全に当たってのネイチャーポジティブについて、利活用、保全を進める中でネイチャーポジティブをどのように担保していくのか。また、ネイチャーポジティブの実施に当たっては、水辺空間の現況把握のための調査が重要だと考えるが、今後の取組はどうか。

### 水環境課長

- 1 本県では、令和2年5月に国がPFOS及びPFOAを要監視項目として暫定指針値を設けたことを契機に、令和3年度から水質汚濁防止法に基づき、国・関係市等と連携して河川水の水質調査を開始した。令和3年度、4年度は、県内48地点で調査を実施し、川越市内の不老川で1地点、暫定指針値を超過した。これを受け、令和5年9月、令和6年1月に不老川の上流及びそこに入り込む久保川において、流域市である川越市と狭山市と連携し調査を実施した。令和5年9月は、不老川及び支川を含む9地点で調査を実施し、久保川の2地点で暫定指針値を超過した。令和6年1月は、久保川の2地点で調査を実施したが、暫定指針値の超過はなかった。現在、久保川で暫定指針値を超過した原因の特定のため調査を行っている。また、水質常時監視の測定地点数だが、昨年度は49地点、今年度からは新たに川口市内の1地点を加え、計50地点で測定を行う。
- 2 個人サポーターの参加を促す取組として、今年度からリバサポ・クエストと称し、川の国応援団によるごみ拾いや生き物調査等に参加いただくとポイントが貯まる仕組みを構築する。これにより、個人サポーターの更なる参加を促すことのほか、これまで個人サポーターに登録していない方も、本事業に興味を持っていただけるものとする。続いて、小中高校生を巻き込んでの活動についてだが、これまで生物調査を実施する大学のゼミと連携して活動した実績はあるが、小中学校との連携は図れていない。一方で、地域では、既に学校と連携している団体があるため、そうした団体を通じ、学校と連携を図っていく。また、個人サポーターのニーズの把握についてだが、昨年度、リバサポに関する効果的な広報や今後参加してみたい取組等について、県政サポーターアンケートを実施した。結果は、今後参加してみたい取組として、趣味と川を関連させたイベント、清掃活動、環境学習のポイントが高かった。
- 3 川の国応援団等が川でイベントや活動を行う際は、生物に配慮したマナーが必要である。注意事項等は、SNSやポータルサイト等のネットワークを通じて発信している。今後は、ネイチャーポジティブに関する生物への配慮といった形の案内も検討していく。  
次に、水辺空間の現況把握のための調査についてだが、川の中の魚の生息調査方法として、従来実際に魚を捕まえて種類を特定する方法のほか、川の中にある鱗等の成分を採集し、その中に含まれるDNAにより魚の種類を特定する新たな調査方法が出てきている。引き続き、こうした手法による県内の魚の遺伝子情報の調査や子供たちの環境学習の場を活用し、現況把握に努めていく。

## 平松委員

- 1 小中高校生を巻き込んでの活動について、環境教育という観点からも市町村とじかにつながる立場である県が、市町村と積極的に連携し取組を進めていただきたいと考えるが、いかがか。
- 2 県政サポーターのニーズの把握について、活動に参加する方のボランティアな思いを大切にするという意味で、直接活動に参加する方々のニーズを把握いただきたいと考えるが、いかがか。
- 3 ネイチャーポジティブの担保について、SNS等での発信には限界があるため、より直接分かるような形で案内していただきたいと考えるが、いかがか。また、魚の生育状況のモニタリングについて、河川だけではなく、生態系を有する河川敷の調査も必要と考えるが、いかがか。

## 水環境課長

- 1 小中高校生との連携について、市の教育委員会との連携の方法等も含めて検討していく。
- 2 毎年、個人・団体・企業が参加いただく川の再生交流会でのディスカッションや活動の際のサポーターと職員の交流等、様々な機会を通じて、個人ニーズの把握に努めていく。
- 3 直接イベントに申し込んでいただいた方とお会いする機会を捉えながら、発信の方法を検討していく。また、河川敷における生態系の把握については、現在県で調査は行っていないが、川の国応援団が川の保全活動に併せて調査を行っていると聞いている。結果は県に報告していただいているものもあるので、こうした手法も含め今後何ができるのか検討していく。

## 細川委員

- 1 S A I T A M A リバーサポーターズプロジェクトについて、サポーターの目標数及び目標達成の時期はどうか。
- 2 令和6年度当初予算において、S A I T A M A リバーサポーターズプロジェクト事業費1,856万円の約半分の930万円がプロジェクト事業推進費となっている。これには、ポータルサイト、ホームページ、SNSの運営費などが含まれており、Web関係に多くの予算を投じているが、サイトへの現在のアクセス数及び目標のアクセス数はどうか。
- 3 プロジェクト推進費には、企業間又は企業と川の国応援団とのマッチングのためのマッチングコーディネート費も含まれているが、昨年度のマッチングの実績はどうか。

## 水環境課長

- 1 目標数は埼玉県5か年計画の施策目標に位置付けており、個人サポーターの登録者数の目標は令和8年度末までに24,000人としている。
- 2 当該事業は令和3年度に立ち上げており、令和5年度のページビュー数は89,711、令和4年度は121,534、令和3年度が20,280である。なお、特段の目標設定はしていない。
- 3 マッチング数は年間50件を目標としており、令和3年度、令和4年度が51件、昨年度が50件である。

## 細川委員

サポーターの目標数について、現在企業サポーターが356社、川の国応援団が700であるが、これらの目標数はどうか。

## 水環境課長

企業サポーター及び川の国応援団の目標数は定めていない。

## 細川委員

目標数を定めていない理由は何か。

## 水環境課長

リバーサポ事業の目的は、県民と企業、川の国応援団等の川の保全事業を行う団体との連携を活発にし、県内の川の保全や共生の取組を活性化させることである。川の国応援団は従来から活動を行っているが、高齢化等もあり取組が広がらないという課題があり、個人の県民の方に事業の輪に入ってもらうことでこの課題を解決し、取組を活性化していきたいと考えている。そのため、個人サポーターの登録者数を施策目標としている。また、企業サポーターについては、企業と川の国応援団とのマッチングによる双方の取組の活性化を図るため、年間のマッチング数50件を目標とし、取組を進めている。

## 江原委員

- 1 活動を広げるための広報活動として、LINEなどを運営しているが、各SNSの運営の目的は何か。あわせて、これらは広報の内容が重複していると考えますが、どうか。
- 2 個人サポーター数が4,605人増加したが、LINEやホームページを利用した増加数は何人か。

## 水環境課長

- 1 SNSの種類によって利用している方の特性が異なるため、様々な媒体で広く情報を発信することが有効だと考え、可能な限りのSNSを使い発信している。内容については、一部重複したものもあるが、長文のマガジン記事であればポータルサイトへ掲載するなど、媒体を使い分けている。
- 2 LINE等の登録数は、令和4年度末が9,109人、令和5年度末が約3,000人増加し、12,052人である。

## 江原委員

LINE等の登録者12,052人全てがサポーターになっているということか。

## 水環境課長

個人サポーター数についてはそのとおりである。このほか、川の保全や共生に興味を頂いた方やイベントに参加いただいている方を含め、個人サポーター数としてカウントしている。

## 江原委員

- 1 改めてリバーサポーターズの定義は何か。
- 2 LINEの登録者数が15,052人と多いが、一方で他のSNSは、Facebo

okが538人、Instagramが808人、Xが1,825人となっている。このことについての評価はどうか。

- 3 川の国応援団とLINEで個人サポーターとなった方とでは、活動の仕方が全く異なると考えるが、LINEで個人サポーターとなった方にどんな活動をしていただきたいのか。

#### 水環境課長

- 1 県民、企業、団体等が行う川の保全活動や川に関する事業やイベントといった取組を活性化させることにより、川を守る意識の向上や川への愛着心を育むことを目的とした事業である。
- 2 それぞれターゲットとする年齢層が異なっており、Instagramは若年層を、Facebookは中高年層を、Xは幅広い年齢層をターゲットとし広く取組を周知している。
- 3 川の国応援団は、これまで清掃活動や生き物調査等の川の保全活動を行ってきたが、高齢化や人の固定化により、取組を実施する方の裾野が広がらないという課題がある。個人サポーターの方には、LINE等で川のイベントや魅力を知り、まずは関心や愛着を持ち、川を訪れていただきたい。また、今年度からは個人サポーターの方のイベントへの積極的な参加を促すため、川の国応援団や企業が行うイベントへ参加した際にポイントを付与し、特典を受け取れる仕組みづくりを行っていく。

#### 小森委員

- 1 埼玉県での合併処理浄化槽の普及率について、今後の目標値はどうか。
- 2 県内で合併処理浄化槽の生産活動が活発になることで、より多くの雇用や納税等による経済波及効果が期待できると考えるが、県内メーカーや県内で生産活動を行う企業に対する補助を優遇することが可能か。

#### 水環境課長

- 1 今現在、全県で浄化槽の設置基数は473,506基であり、そのうち合併処理浄化槽が247,375基で全体の52.2%を占めている。埼玉県生活排水処理施設整備構想では、令和7年度で生活排水処理率100%を目指している。そのため、合併処理浄化槽の割合も100%である。
- 2 合併処理浄化槽への転換を促進する目的は、これまで未処理で流していた生活雑排水を処理された状態で河川に流すことで、河川の水質改善を図ることである。そのため、特定のメーカーといったことではなく、浄化槽整備区域内において単独処理浄化槽から国が認めた型式の合併処理浄化槽へ転換した場合、1基あたり200,000円や500,000円の補助をしている。

#### 荒木委員

- 1 河川の水質の現状について、平成11年から令和5年までおよそ右肩上がり30%以上BOD環境基準達成率が向上しているが、平成17年と平成29年の達成率が大きく低下した要因は何か。
- 2 生活排水処理率及び合併処理浄化槽の設置割合の目標を100%としているとのことだが、目標の達成時期はいつか。
- 3 工場・事業場の規制・指導について、令和5年度に行政処分が1件あるが、具体的に

どの程度排水基準を超過したのか。また、意図的な違反であったのか。

- 4 リバ犬について、清掃活動量に応じてドッグフードを団体に寄付するとあるが、LINEで登録した個人サポーターが活動した場合は寄付の対象にならないのか。また、リバ犬の活動は、犬同士の接触の機会や噛み付き等の危険性があると考えますが、リバサポの団体のように保険の対象となるのか。

#### 水環境課長

- 1 工場・事業場の規制や合併処理浄化槽への転換、下水道の整備等々による生活排水処理対策により、河川に流れる有機汚濁は着実に減少しているが、降雨が少ない年は、希釈効果の関係でどうしても環境基準の達成率が悪くなる傾向がある。
- 2 埼玉県生活排水処理施設整備構想で、令和7年度までに生活排水処理率100%を目指している。しかし、令和4年度末の生活排水処理率が93.7%となっており、目標達成は厳しい状況である。この理由は、高齢者や経済的負担が困難な世帯や、狭小地や排水先が確保できないなどの工事困難な世帯の割合が増えていることが考えられる。県としては、事業主体である市町村が状況に応じて市民の相談に乗りながら、合併処理浄化槽への転換を図れるよう、今年度補助メニューを見直したところであり、着実に取組を進めていく。
- 3 共同調理場を有する事業場の排水処理施設からの排水について、BODの基準が25mg/Lのところ、43mg/Lであったため、改善命令を行った。原因は、施設の利用人数が増加したことにより一時的に処理施設の維持管理が困難となったことであるが、現在は維持管理方法を改善し、排水基準内に収まっている。
- 4 ドッグフードの配給については、個人が清掃活動等の様子を撮影した写真にハッシュタグを付けてSNSへ投稿いただくと、写真の枚数に応じてセンターにドッグフードが配給される仕組みとなっており、個人に直接配給する仕組みはない。また、保険の適用については、川の国応援団として登録したイベントは保険が適用される。

#### 荒木委員

行政処分の案件について、調査の結果、25mg/Lから43mg/Lの範囲を超過してしまったということか。

#### 水環境課長

排水基準が25mg/Lであり、調査をしたところ、BODが43mg/Lと、基準超過を確認したため行政処分を行ったものである。

#### 荒木委員

資料の排水基準は、25mg/Lから80mg/Lとなっているが、43mg/Lが超過というのはどういうことか。

#### 水環境課長

水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例で排水規制を行っており、施設の種類によって適用される排水基準が異なる。今回対象の施設は25mg/Lの排水基準が適用される事業場であった。

## 逢澤委員

- 1 令和4年度の埼玉県河川水質マップを見ると、東松山市や吉見町で環境基準の達成率が低くなっているが、指導を行い改善されたのか。また、令和5年度は基準達成率が低い場所が増えていると思うが、令和4年度から場所は変わっているのか。それとも同じ場所がより悪くなっているのか。
- 2 立入検査数が941件となっているが、検査対象となる施設は全体で何件あるのか。また、検査の頻度や方法はどうか。

## 水環境課長

- 1 令和5年度に環境基準を達成しなかった河川は、入間川下流、越辺川下流、小山川上流、唐沢川の4河川であり、令和4年度は入間川下流、唐沢川の2河川である。このため、令和5年度は越辺川下流及び小山川上流が新たに環境基準未達成の河川となった。環境基準については、工場・事業場の排水規制と異なり、行政の目標の位置付けであるため、基準を超過したことによる指導を行うものではないが、引き続き生活排水対策や工場・事業場への規制を厳格に行い、河川に流れる汚れの量を減らすことが重要だと考える。
- 2 生活環境項目の基準が適用される事業所数は、全県で1,889である。立入検査は原則抜き打ちで行い、大規模な事業所は概ね3年に1回程度、有害物質取扱の事業所は2年に1回程度実施している。苦情があった案件は、適宜立入検査を実施している。